

4. 1 建設副産物情報交換システムの操作の流れ

排出事業者は、工事情報の登録、更新、削除、建設発生土の搬出先計画制度に伴う添付資料のファイル添付、登録工事証明書の作成、各種種類の印刷、提出用ファイルの作成、他の工事情報及び施設情報の検索、及び自登録工事の建設リサイクル関連様式の登録情報の集計ができます。

: 必須、 : 任意

① システムへログイン

本システムへインターネットからアクセスしてください。

【「4. 2 建設副産物情報交換システムの起動方法」参照】



② 工事情報の登録（計画）

計画時の工事データ（工事概要、情報交換のための特定建設資材等の登録、建設リサイクル関連様式の登録、「確認結果票」及び「土壌汚染対策法等の確認における工区等を示した図面等」のファイル添付）の登録を行ってください。

【「5 情報を入力する」参照】



③ 工事発注者への報告（計画）

必要に応じて「工事登録証明書」、「各種書類」を作成し、工事発注者に報告してください。また、必要に応じてデータの修正を行ってください。

【「6 情報を印刷する」、「9 登録済工事を更新する」参照】



④ 工事情報の登録（実績）

工事完了後、実績情報を登録してください。

【「10 計画情報を実施情報に更新する」参照】



⑤ 工事発注者への報告（実績）

必要に応じて「工事登録証明書」、「各種書類」を作成し、工事発注者に報告してください。

【「6 情報を印刷する」参照】



⑥ 重複データをチェック、削除する

必要に応じて、本システムに登録された自工事データ中から重複していると思われる工事データを検索・削除します。重複データがあった場合は、削除してください。

【「8 重複データをチェック、削除する」参照】



⑦ チェックリストの内容確認

工事発注者から修正依頼があった工事について、修正箇所のチェックリストを出力し、修正対象箇所を確認後、データの修正を行ってください。

【「12 工事発注者からの修正依頼に対応する」参照】

本システムにはその他、以下の機能があります。必要に応じてご利用ください。

⑧ 登録済み情報の検索・閲覧・印刷

本システムに登録されている工事情報、処理施設情報を検索し、登録内容を閲覧・印刷（PDFファイルのダウンロード）することができます。

【「11 情報を検索する」参照】

⑨ 自登録工事の集計

必要に応じて、自ら登録した工事について、登録状況やリサイクル率等の単純集計を行うことができます。

【「13 登録情報を集計する」参照】